

令和3年10月6日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

共生社会推進特別委員会資料

目

次

ページ

1	当事者目線の障がい福祉について	1
2	津久井やまゆり園の再生について	4
3	中井やまゆり園における利用者支援について.....	5
4	人権教育の推進について	8
5	高齢者支援・認知症施策の推進について.....	10
6	人権施策の取組みについて	18
7	女性の活躍推進について	20

1 当事者目線の障がい福祉について

当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会（以下「将来展望検討委員会」）では、神奈川県内の20年後の障がい福祉の長期的なビジョンの策定と、その実現に向けた取組について検討が進められているが、神奈川県の障がい福祉の将来展望と県立障害者支援施設の当面の対応を中心とした、中間報告（たたき台）が提示されるなど、これまでの検討状況を報告する。

(1) 将来展望検討委員会での検討状況

ア 神奈川県の障がい福祉の将来展望

(ア) 基本的な考え方

- ・ 津久井やまゆり園事件を契機に、地域共生社会の実現を図っていくべきではないか。
- ・ 障がい福祉において、家族目線・支援者目線ではなく、当事者目線の考えを徹底するべきではないか（意思決定支援など）。
- ・ 強度行動障がい、高齢障がい者、医療的ケア児など困難性の高い支援課題に対し、県として果敢に取り組むべきではないか（地域の担い手の確保、人材育成など）。
- ・ 障がい者は地域社会を構成する一員であり、本人が希望する場所で、尊厳をもって、その人らしく暮らすことが当たり前であるべきではないか（社会資源の充実、サービス基盤の整備など）。
- ・ 障がい者故の価値の創造や、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能な多様性と包摂性のある社会の実現を目指すという理念を生かすべきではないか。

(イ) 主な意見

- ・ 地域の人が、障がい者のことをよく理解し、当事者の気持ちを分かってくれる人が増え、ハンディキャップがあっても、同じ人間なんだということを、言葉の上ではなく、実感が持てる社会にすべきである。
- ・ 障がい当事者の人たちが地域でその人らしい生活を送るための、サービス基盤の整備をしっかりと進めていくべきである。

イ 県立障害者支援施設の当面の対応

(ア) 基本的な考え方

- ・ 地域生活支援拠点の役割を持たせ、緊急時に対応できる短期入所の整備を必須としてはどうか。
- ・ 相談支援の機能と人材育成の機能を充実させることとしてはどうか。

- ・ 長期の入所者の地域移行を加速させるとともに、通過型施設（有期限の入所期間）として位置づけることとしてはどうか。
- ・ 長期入所の定員は漸減させることとし、終の棲家を念頭に置いた新規の入所については、原則として、行わないこととしてはどうか。
- ・ 支援が難しい重度の障がい者の受入れは、公民区別なく行うべきであり、県立障害者支援施設の目的を明確にする必要があるのではないか。

(イ) 主な意見

- ・ どんなに障がいの重い人も地域で生活することを、全県、全施設共通なこととして、地域生活移行を推進する。
- ・ 県立障害者支援施設の機能として、一定期間の専門的なトレーニングを実施して地域に戻る、通過型の機能が必要である。
- ・ 施設はできる限り小規模化して、ユニット化を図り、居室は個室として、地域の暮らしに近づける必要がある。
- ・ 三浦しらとり園とさがみ緑風園は、定員 100 名を超える大規模施設であり、管理性や閉鎖性という構造的な運営上の課題が大きいことから、定員規模を縮小するよう見直すべきである。
- ・ 今後、県が施策を講じていく際には、入所している利用者とその家族に不安を与えることのないよう配慮を行うことが重要である。

ウ 普遍的な仕組みづくりについて

- ・ 長期的なビジョンに基づく施策を確実に実施するための普遍的な仕組みづくりが必要である。
- ・ 将来展望検討委員会で決まったことを、一過性のものとはせず持続していくため、条例を作って県の決意を示してほしい。
- ・ 県が条例を作るのであれば、当事者の意見や言葉をしっかり入れてほしい。

(2) 中間報告（たたき台）

参考資料 1「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会 中間報告（たたき台）」のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和 3 年 10 月には中間報告（県立障害者支援施設の当面の対応等）が完成し、令和 4 年 3 月末までには報告書（長期的なビジョン等）が取りまとめられる予定であり、検討状況については、各県議会定例会厚生常任委員会に報告する。

(参考) 将来展望検討委員会の開催状況

- 〔第1回〕開催日 令和3年7月9日
議事 ・検討の進め方について
- 〔第2回〕開催日 令和3年8月6日
議事 ・障がい福祉の将来展望について
・委員報告（国立のぞみの園、千葉県袖ヶ浦福祉センター）
・令和5年度からの指定管理開始に向けて
- 〔第3回〕開催日 令和3年9月3日
議事 ・令和5年度からの指定管理開始に向けて
・委員報告（長野県西駒郷）
・障がい福祉の将来展望について
- 〔第4回〕開催日 令和3年9月22日
議事 ・委員報告（てらん広場）
・障がい福祉の将来展望について
～中間報告（たたき台）について～

2 津久井やまゆり園の再生について

「津久井やまゆり園再生基本構想（平成 29 年 10 月）」に基づく、施設整備や新施設への利用者の移行について、取組状況を報告する。

(1) 施設整備等

ア 津久井やまゆり園

津久井やまゆり園については、施設整備が完了し、8月1日から利用者の生活が始まった。

イ 芹が谷やまゆり園

利用者の仮居住先となっている津久井やまゆり園芹が谷園舎については、8月1日から「芹が谷やまゆり園」として運営している。

新築工事の状況については、次のとおり。

期 間：令和元年 12 月～3 年 10 月

内 容：民間活力を活用した「設計施工一括発注方式」による施設整備

実施状況：令和 2 年 10 月着工

令和 3 年 9 月現在、センター棟の内装工事、外構工事等を実施中

令和 3 年 10 月竣工・引渡し予定

供用開始：令和 3 年 12 月予定

(2) 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への利用者の移行

津久井やまゆり園の供用を開始した 8 月 1 日、津久井やまゆり園芹が谷園舎の利用者は、津久井やまゆり園に 41 名、芹が谷やまゆり園に 54 名移行した。

引き続き、利用者一人ひとりの自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、意思決定支援の取組を継続していく。

3 中井やまゆり園における利用者支援について

中井やまゆり園は、昨年度設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」から、「長時間の居室施錠が行われている」、「身体拘束の3要件の検討が不十分」など厳しい指摘を受け、利用者支援の改善に向けて取り組んできた。

令和2年12月から、同園における身体拘束の状況を県ホームページに掲載し、拘束の廃止や時間短縮に向けた検討を行い、順次実施している。

令和3年2月には、1日8時間以上の身体拘束を行っていた22件の状況を、第三者の視点を入れる観点から関係市町村に情報提供し、市町村とともに、支援内容の検証を行った。

今年度に入り、市町村に提供した22件のうち2件が身体的虐待に当たると認定されたため、5月に公表し、学識者や市町村職員などを含む会議を6月に園内に設置して、行動障がいの軽減方法などの検討を進めている。

さらに、県は、7月12日から4日間、県と他の県立施設の職員で構成する「当事者目線の支援サポートチーム」による集中モニタリングを行った。モニタリングでは、支援現場の直接確認や職員へのヒアリング、身体拘束を行っている事案の調査を実施した。また、22件の身体拘束については、直近の状況等を確認し、特に拘束の廃止が難しい4件の支援の改善に向けて「当事者目線の支援サポートチーム」と園で、意見交換を行った。

このような中、令和3年9月26日及び27日に報道のあった、同園の利用者に対する身体拘束や骨折事案についての現在までの取組状況などを報告する。

(1) 報道の概要について

ア 9月26日の報道（身体拘束事案）

- ・ 令和3年2月時点で、1日8時間以上、施錠するなどの身体拘束が22件あり、そのうち5人を20時間以上施錠した個室に閉じ込める対応が常態化している。
- ・ 園の複数の職員は、「県の発表は時間を少なく見せかけている。県立のため、身内意識でチェックが働いていない。」と証言している。
- ・ 虐待と認定された2人は、住民票が同じ市で、職員らは、「他市町は県の顔色をうかがって虐待と言わなかっただけ」と話す。

イ 9月27日の報道（骨折事案）

- ・ 2年前に職員が入所者に暴力を振るって骨折させたのに、事故として隠蔽した疑いのあることが複数の職員への取材でわかった。

- ・ 職員らによると、20代の男性入所者に対し、男性職員が「邪魔だ、どけ」と言って、洗濯物などを運ぶカートに強くぶつけた。後日、医療機関で診察を受けると、鎖骨が折れていた。カートをぶつける様子を目撃した職員もいたが、園は「寝転がっていた入所者を、他の入所者が踏んだことが原因と推測される」と事故扱いにした。

(2) 身体拘束事案について

身体拘束事案については、昨年度設置した「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」でも厳しく指摘されており、外部への「見える化」を図りながら、改善に向けて取り組んでいる。

- ・ 令和2年12月から、県立障害者支援施設における身体拘束の実施状況を県ホームページで公表し、「見える化」を図ってきた。
- ・ 令和3年2月には、中井やまゆり園において、1日8時間以上の居室施錠などを行っている22件の身体拘束の状況を、関係する市町村に情報提供し、市町村とともに支援内容の検討を行った。
- ・ 同年5月14日に、市町村に情報提供した身体拘束のうち2件について身体的虐待に当たると認定されたため、記者発表した。

こうした取組を続ける中で、同園における20時間以上の居室施錠は、令和3年9月末時点で3名となった。

自傷他害のおそれのある利用者への身体拘束を廃止するためには、利用者の特性に応じて慎重に支援内容を見直す必要があり、引き続き、身体拘束ゼロに向けて、専門家の指導を受けながら、取組を進めていく。

(3) 骨折事案について

令和元年7月31日に発生した利用者の骨折について、当時、県と園は、次のとおり対応した。

- ・ 園は、発生時の状況を確認するため、事案発生時にホームで勤務していた職員にヒアリングを行ったところ、職員が加害行為を行ったことは確認できなかった。
- ・ また、当該利用者は横になって過ごしていることが多く、当時、利用者同士で、互いに手や足を出すトラブルがよくあったことから、事故と判断し、園内で共有の上、園長までの報告書を作成した。
- ・ 令和元年11月15日に発生した虐待案件を調査した際に、7月31日の件は職員による虐待ではないかと発言した職員がいたが、直接その現場を目撃したものではなかったことや、虐待したとされた職員が否定したことから、再調査には至らなかった。

今回の報道を受けて、県と園では、骨折事案に関する当時の記録の確認や関係する職員へのヒアリングを行うなど、当時の判断が適切だったのか、確認していく。

(4) 今後の県の対応

ア プロジェクトチームの設置

当事者目線の支援や園の役割の向上などをさらに加速するため、医師や学識者などの外部の専門的な視点も入れて「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム」を9月27日に設置した。

プロジェクトチームには、身体拘束事案については、支援内容を確認の上、助言をいただき、長時間の拘束を廃止できるよう取り組んでいく。さらに、個別の事案ごとに検討を行い、改革プログラムを作成していく。

また、骨折事案については、当時の記録などを提示して、助言をいただき、今後の県と園の確認に生かしていく。

イ 中井やまゆり園の全体的な検証

県は、緊急立入調査等により、支援現場の確認、過去の事故報告書の検証、職員ヒアリングなどを行い、同園の組織執行体制の課題を洗い出し、抜本的な改善に取り組む。

(参考) プロジェクトチーム構成員

区分	氏名	所属等
施設関係	大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長
意思決定支援	小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク
学識関係	佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授
医療関係	野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、精神保健指定医 医師
学識関係	渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院教育学研究科 教授
当事者	(現在、人選中)	
県	福祉部長、障害サービス課長、中井やまゆり園長ほか	

4 人権教育の推進について

(1) 人権教育の推進

ア 根拠

- ・ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月26日施行)
- ・ 「かながわ人権施策推進指針(改定版)」(平成25年3月)
- ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について」(文部科学省)

イ 取組みの基本的な考え方

本県では、人権教育推進の基本的な考え方や、施策推進の基本姿勢などを「かながわ人権施策推進指針」に取りまとめ、取組みを進めている。

この中で、学校教育及び社会教育における人権教育は、次のとおり進めることとしている。

(ア) 学校教育

幼児・児童・生徒がそれぞれ発達段階に応じて、人権に関する基本的な理解を深め、人権尊重の意識を高めることにより、人権の大切さを共感的に受けとめる人権感覚を育むための教育をすべての教育活動を通じて行うとともに、幼児・児童・生徒の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にする教育を推進する。

(イ) 社会教育

生涯学習の視点に立って、社会教育関係団体等との連携を図りつつ、県民一人ひとりの主体性のもとに、人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育を推進する。

(2) 具体的な取組み

ア 教職員等への研修

人権教育の指導者養成及び教職員等への意識啓発を目的とした研修会の実施

- ・ 人権教育指導者養成研修講座
- ・ 縣市町村人権教育担当者研修会
- ・ 県立学校人権教育研修講座
- ・ 県立学校人権教育スキルアップ研修講座
- ・ 県立学校人権教育校内研修会
- ・ 生涯学習指導者研修
- ・ 教育事務所人権教育研修講座(市町村の学校教育、社会教育向け)

イ 資料整備・指導資料作成

人権教育推進のための資料整備、指導資料（学習教材）の作成

(ア) 資料整備

- ・ 人権関係図書の配架（全県立学校、教育事務所等）
- ・ 貸出用視聴覚教材（DVD）の整備

(イ) 指導資料等の作成

- ・ 人権教育ハンドブック
- ・ 性的マイノリティの理解のための啓発資料（教職員向け）
- ・ 神奈川県人権教育推進の手引き（教職員向け）
- ・ 人権学習ワークシート集（高校編・小中学校編）
- ・ 人権学習のための参加体験型学習プログラム集（社会教育向け）
- ・ セクハラ防止啓発チラシ、リーフレット、ポスター（児童・生徒向け）
- ・ 児童虐待対応マニュアル
- ・ 人権啓発ポスター（県内の公立学校、公立社会教育施設、鉄道各駅等）

ウ 研究委託

人権教育研究校の指定による学校教育における人権教育の研究

(令和3年度) { 市町村立学校4校（小学校2・中学校2）
 { 県立学校2校（高等学校1・特別支援学校1）

エ 児童生徒向けの取組み（授業等）

- ・ 人権教育移動教室（小中学校向け）
 NGOへの委託により実施

(3) 課題

教職員等の人権教育指導者の資質・能力の向上等に資するため、各種研修会等で取り扱う人権課題を、学校で求められていることや今日的なテーマに対応した内容にしていくことが求められる。

(4) 今後の対応方向

- ・ 児童・生徒が豊かな人権感覚をより一層養うことができるよう、学校教育活動のあらゆる場面で引き続き人権教育を推進していく。
- ・ 今日的なテーマに基づく新たな人権課題等について、国の施策や学校で生じている課題を把握した上で、普及啓発資料の作成や研修を実施していく。

5 高齢者支援・認知症施策の推進について

(1) 安心して元気に暮らせる社会づくり

ア 現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、様々な保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスの提供を行う必要がある。
- これらのサービスの提供に当たっては、関係機関や団体、ボランティアが連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行う、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。
- いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」のほか、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもの存在等、ケアの必要な人を無償で支援する家族への支援が一層求められる事例が明らかになってきている。課題が複合化する中、地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていく必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛や、感染拡大の防止に対応するための業務拡大等の影響を受け、介護者の負担が増加することにより、高齢者虐待や不適切ケアにつながるリスク増加の懸念があることから、在宅で介護に携わる家族等や、介護施設等の従事者に対する支援がさらに重要になっている。
- 高齢者に対する権利侵害の問題に着実に対応するため、高齢者一人ひとりが尊重され、安心して暮らせるよう、権利擁護のしくみを充実する必要がある。
- 高齢者に配慮した住まいの普及や多世代居住のまちづくりなど、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進することが必要。
- 高齢者が元気でいきいきと暮らしていくためには、健康寿命の延伸に向けて日頃から未病改善に取り組むことが重要である。
- 団塊の世代を含め、高齢者が地域社会を支え合う一員として積極的な役割を果たすことが一層期待される。

イ 目指すべき方向性と取組状況

(ア) 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援

【方向性】

地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施し、地域における見守り、保健・医療・福祉等の関係機関や団体、ボランティア等との連携を図り、ネットワークの構築に取り組む。

2020（令和2）年の社会福祉法改正により創設された重層的支援体制整備事業においても「断らない相談支援」の中心的な役割を果たすことが期待される。

【取組】

- 地域の関係機関をつなぐコーディネート機能を強化するとともに、高齢者や家族が抱える複合的な課題にも適切に対応できるよう、地域包括支援センター職員研修の開催や地域ケア会議へのアドバイザー派遣、生活支援コーディネーターの養成研修を行い市町村を支援する。

(イ) 地域での支え合いの推進

【方向性】

認知症の人や一人暮らしの高齢者が増加する中、誰もが地域においていきいきと自立した生活が送れるよう、地域住民、行政、関係機関が連携し、「共に生き、支え合う社会づくり」を進める。

【取組】

- 高齢・障がい・子育て・生活困窮などの分野を超えて、必要な人に必要な支援が行えるよう、地域住民や行政、社会福祉協議会、NPO等関係団体、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員などによる地域づくりやネットワークづくりを進める。
- コミュニティの活性化を推進し、地域の特性を生かした支援が行えるよう、適切な福祉サービスを提供する人材、サービスとサービスを必要とする人をつなぐ人材の育成に取り組む。

- 新型コロナウイルスなどの感染症対策と、地域支え合い活動の両立を図る。

(ウ) 高齢者の尊厳を支える取組の推進

【方向性】

高齢者虐待を防止するため、保健、医療、福祉等地域ネットワークの整備や、虐待事例に対応する自治体の対応力向上や介護従事者を対象とした研修等の実施に取り組む。

【取組】

- 高齢者虐待を防止するための体制の整備を進める。
- 身体拘束をしない介護の取組を推進する。
- 判断能力が十分でない高齢者のサービス利用や日常的な金銭管理の支援等の権利擁護のしくみの充実に努める。

(エ) 多様な住まいの確保

【方向性】

高齢者が地域で生活を継続できるようにするため、住み慣れた地域や家庭で、できるだけ自立して健康で暮らすことができるよう、生活環境などの都市基盤の整備に取り組むことが必要。

そのため、高齢者に配慮した住まいの供給や、福祉サービスと連携した住宅供給などの事業に取り組むことが大切である。

【取組】

- 高齢者が安全で安心して住むことができる高齢者向け住宅の整備の促進に努める。
- 高齢者の入居を受け入れる民間賃貸住宅の情報提供等により、入居の円滑化を支援するとともに、高齢者の様々なニーズに対応した、多様な住まいの普及を推進する。

(オ) 未病改善の取組の推進

【方向性】

高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、早期に状態の改善や重度化の防止を図っていく。

【取組】

- 要支援者や要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者

に対して、自立支援・重度化防止の取組を進める。

- 地域の多様な主体による参画や、元気な高齢者の参加促進等により、地域の実情や高齢者の状態に応じた取組を推進する。
- ICTも活用して自立支援・重度化防止に携わる人材の育成を行うとともに、課題の解決に向けて市町村に対する伴走支援に取り組む。

(カ) 社会参画の推進

【方向性】

高齢者が、自らの経験、知識、意欲をいかした社会参画活動を通して、いきいきと活躍できるよう、生きがい・健康づくりを推進する。

また、経験や知識をいかして働く意欲を持った高齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組む。

【取組】

- 他の世代との相互理解・連帯を深め、人と人とのつながりを進める取組を充実させるため、ICTも活用しながら老人クラブなどの社会参画活動（ボランティア活動等）を促進し、地域社会で活躍できるしくみづくりを進める。
- 個々の高年齢者の多様な就業ニーズに対応した就業支援に取り組む。

(2) 認知症とともに生きる社会づくり

ア 現状と課題

- 2025年には全国で認知症の人が約700万人前後となり、65歳以上の高齢者に対する割合は約5人に1人になると見込まれている。本県の人口比では約45万人前後となり、認知症の人への対応は喫緊の課題となっている。
- 2019（令和元）年6月に策定された国の「認知症施策推進大綱」においては、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくことが示された。
- 認知症はだれもがなりうるものであり、多くの人にとって身近な

ものとなっている。誰もが同じ社会でともに生きる「共生」の基盤のもと、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症とともに生きる社会づくりを進めていく必要がある。

- また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされており、認知症の改善に効果が期待できる取組を進めていく必要がある。
- 認知症の人にとって、医療と介護が連携した支援を充実させていくとともに、認知症の人や家族、周囲の人々が認知症に対する正しい知識を持ち、早期にその症状に気づき、診断や治療に結びつけることが重要である。
- さらに、認知症の人が、地域において尊厳を保ちながら、生きがいをもって生活していくため、本人の希望に応じた社会参加の場づくりを図るとともに、家族も安心して生活を営むことができるよう、地域全体で認知症の人と家族を支援する体制を構築していくことが必要である。
- 新型コロナウイルス感染症による外出自粛等により、認知症の人の症状の悪化の懸念が指摘されているほか、認知症の人や家族を支える取組の推進にも影響が及んでおり、新しい生活様式にも対応した新たな取組を進めていく必要がある。

イ 目指すべき方向性と取組状況

(ア) 普及啓発・本人発信支援

【方向性】

認知症の人の視点に立って、認知症への正しい理解を深めるための普及啓発に取り組み、地域で暮らす認知症の人本人が思いを直接伝え、その人らしい活動を発信する、本人発信の支援を進めていく。

【取組】

- 認知症への理解を深めるため、認知症の人の視点に立ったキャンペーンなど、普及啓発を推進するとともに、県や市町村の相談窓口を、ホームページやリーフレットなどで周知す

る。

- 地域で認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターの養成を、企業や学校とも連携して進める。
- 「かながわオレンジ大使」（認知症本人大使）を創設し、様々な場や媒体を通じて認知症の人本人からの発信を進めるとともに、ピアサポートの場を増やしていく。

(イ) 認知症未病改善

【方向性】

県では、心身の状態は、健康と病気の間を連続的に変化するものと捉える「未病」のコンセプトを取り入れた認知症の予防に取り組んでおり、「食・運動・社会参加」の生活習慣の改善などを目指す「認知症未病改善」を普及していくことが必要であるため、「未病」の考え方を取り入れた「認知症未病改善」の取組を推進する。

【取組】

- 「食・運動・社会参加」を中心とした生活習慣の改善によりMCI（軽度認知障害）を改善する可能性のある認知症未病改善の普及啓発のための取組を進める。
- 認知症のリスク軽減に効果が期待されているコグニサイズ（運動と認知トレーニングを組み合わせた運動プログラム）の普及・定着を推進する。
- 未病の状態を数値化する「未病指標」の普及、精緻化を図り、未病改善への取組を促す。
- 未病を改善する技術、商品・サービスの創出を支援し認知症未病改善の環境づくりを進める。

(ウ) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

【方向性】

認知症は、その容態の変化に応じて、適時・適切に診断や治療に結びつけることが重要であり、さらに、医療と介護の密接な連携のもとで、適切な医療・介護サービスが切れ目なく提供できるよう、体制を整備する。

また、認知症の人の介護者への支援を行うことが、認知症の

人の生活の質の改善にもつながるため、もっとも身近な家族など、介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援を進める。

【取組】

- 早期発見・早期対応のため、認知症サポート医や認知症疾患医療センターを中心とした地域の認知症医療支援体制を強化する。
- 市町村に設置される認知症初期集中支援チームの活動を推進する。
- 地域のネットワークの中で重要な役割を担うかかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師等に対する認知症対応力向上研修を実施する。
- 認知症の人の生活を支える介護を提供するため、認知症に対応した介護保険サービスの適切な提供や、認知症介護の専門人材の養成を推進する。
- 認知症の人やその家族を支援するため、有識者や本人、家族等で構成する協議会により、認知症施策の諸課題について検討する。
- 認知症の人が集まる場や認知症カフェなどの、認知症の人や家族が集う取組をコロナ禍においても継続できるよう、リモート認知症カフェの支援を実施する。

(I) 認知症の地域支援体制の強化・若年性認知症の人への支援

【方向性】

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域の見守り体制や、具体的な支援体制の構築を進める。

若年性認知症支援コーディネーターの配置により、経済的問題等高齢者とは異なる課題を抱える若年性認知症の人への、居場所づくりや就労・社会参加等の様々な分野にわたる支援に取り組む。

【取組】

- オレンジパートナーネットワークにより、認知症の人やそ

の家族への支援の充実や認知症サポーター及びオレンジパートナーの活動促進を行う。

- 認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援を行う「チームオレンジ」の地域ごとの構築を支援する。
- 行方不明になってしまった認知症高齢者等を早期に発見し、保護する体制を充実させる。
- 老人クラブによる友愛訪問活動等により、高齢者の一人暮らし家庭などを日頃から見守る。
- 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、個別相談による若年性認知症の人やその家族に対する相談対応、サービス調整、社会参加の支援（居場所づくり）等を行う。
- 若年性認知症の人の支援に携わる人たちに研修を実施し、日常生活の支援や就労支援のための知識及び技術を伝えるとともに、職域・障がい福祉関係機関等と連携し、自立支援のネットワークを構築する。

6 人権施策の取組みについて

平成15年に策定、平成25年3月に改定した「かながわ人権施策推進指針」について、最終改定以降、人権を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、令和3年度中の改定を目指し、今般、指針の改定素案を作成したので報告する。

(1) 改定のポイント

ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念

人権施策の取組の経緯等において、「ともに生きる社会かながわ憲章」に係る記載を追加する。

イ 女性にかかる多様な課題の解消

コロナ禍における女性の人権課題の深刻化も踏まえた上で、女性の就業支援の推進や、女性に対する暴力の根絶に向けた相談・支援体制を充実するとともに、あらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた意識改革に資する啓発活動を推進する。

ウ 障がい者を取り巻く社会的障壁の排除・障がいへの理解促進

障がい者を取り巻く社会的障壁の排除や障がい者の生活を支えるサービスの充実とともに、障がいに対する理解促進に取り組み、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念である、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。

また、障がい者本人を中心に、本人の望みや願いを第一に考え、本人の可能性を最大限に引き出す「当事者目線の障がい福祉」の実現を目指す。

エ 疾病等に係る偏見・差別等の解消

コロナ禍で発生した医療・介護・福祉従事者等への差別問題等を踏まえ、エイズ、ハンセン病、肝炎や新型コロナウイルス感染症や、難病疾患に関する正しい知識を身に付け、理解を深めるための教育・啓発活動を推進し、患者、元患者やその家族、医療従事者等に対する偏見や差別意識の解消を図る。

オ ヘイトスピーチ解消に向けた取組の推進

「ヘイトスピーチを許さない」という県の姿勢を県民と共有し、正しい理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進するとともに、ヘイトスピーチによる被害の早期解決に向けた相談・支援体制を充実することを「外国籍県民等」分野に記載する。

カ 貧困を背景とする人権課題の解消

子どもの貧困に対する連携体制の構築や、ひとり親世帯に対する支援など、生活困窮者や貧困に悩む方に対する支援や、ホームレスの自立支援に関する施策を推進する。さらに、生活困窮者やホームレスへの偏見や差別意識をなくすための教育・啓発活動により、貧困を背景とする人権課題の解消を目指す。

キ 性的マイノリティの人権課題の解消

性の多様性に関する正しい理解を深めるため、啓発活動や教育・研修を推進するとともに、性的指向又は性自認に関する悩みに関する相談・支援体制を充実する。

ク インターネットの活用により生じる人権侵害の解消

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した人権侵害が急増していることを踏まえ、インターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を推進する。さらに、インターネットによる誹謗中傷等に関する相談・支援体制を充実するなど、インターネットを悪用した人権侵害の早期解決に向けた取組を推進する。

ケ 「様々な人権課題」の内容の見直し

近年新たに顕在化した人権課題として、ケアラー(ヤングケアラー)の人権課題、アイヌ民族の人権課題、孤独・孤立による人権課題の深刻化等の課題について追記する。

(2) 改定素案

参考資料2「かながわ人権施策推進指針（改定素案）」のとおり

(3) 今後のスケジュール

令和3年10月	改定素案に対するパブリック・コメントの実施
12月	第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定素案に対するパブリック・コメントの実施結果を報告
令和4年1月	かながわ人権政策推進懇話会において改定案を説明
2月	第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定案を報告
3月	指針改定

7 女性の活躍推進について

県では、企業やNPO等と連携し、女性活躍推進のための様々な取組を行っている。

(1) かながわ女性の活躍応援団の取組

神奈川にゆかりの深い企業等のトップと知事とで構成する「かながわ女性の活躍応援団」の事業として、女性活躍推進の社会的ムーブメント拡大のための各種取組を実施する。

ア かながわ女性の活躍応援団冊子の作成

応援団員企業等の取組を紹介する冊子を作成し、県内企業等に配布する。

(実績) R2年度 テーマ「女性活躍推進のための男性の行動変革を促進する取組」

R3年度 テーマ「withコロナ時代の女性活躍推進の取組」
で作成中

イ かながわ女性の活躍応援団啓発講座

広く女性活躍推進を目的として団体等が主催する講座等に応援団員企業等から講師を派遣する。

(実績) R2年度 6回 495人、R3年度(8月末現在) 2回 715人

ウ かながわ女性の活躍応援サポーターの募集

女性活躍を推進しようと思う企業等の男性トップを「かながわ女性の活躍応援サポーター」として募集し、登録する。

(実績) R2年度 新規4人、

R3年度(8月末現在) 新規10人(累計51人)

エ かながわ女性の活躍応援サポーター向けセミナー&交流会

かながわ女性の活躍応援サポーター企業等を対象に、女性活躍推進に資する講演や交流会を実施する。

(実績) R2年度 1回(オンライン) 14人

R3年度 1回開催予定

オ かながわ女性の活躍応援団員企業等担当者交流会

応援団員企業等の担当者が相互に情報交換等を行う交流会を開催する。

(実績) R2年度 中止、R3年度 第1回 27人(全2回開催予定)

(2) 若い世代に向けた意識啓発

ア 理工系キャリア支援講座

女性生徒の理工系志望を促進・支援するため、かながわ女性の活躍応援団企業等から女性技術者・女性研究者を学校に派遣して講座を実施する。

(実績) R2年度 3回 (オンライン開催1回、対面2回) 421人
R3年度 (8月末現在) 1回 550人

イ ライフキャリア教育

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるよう、大学や高校等におけるライフキャリア教育を支援するため、講師派遣、啓発冊子の配布、出前講座などを実施する。

(実績) R2年度 大学生向け啓発冊子等の配布

高校2年生向け啓発冊子等の配布

中学生向け教材の周知啓発

※大学への講師派遣及び高校・中学への出前講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

R3年度 大学への講師派遣 1回 (オンライン授業)

大学生向け啓発冊子等の配布

高校2年生向け啓発冊子等の配布

中学生向け教材の周知啓発

※高校・中学への出前講座は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止